

午前10時33分 開会

議長挨拶

1 追加議案について（資料1）

【中村委員長】 市側に説明を求める。

※総務部長から、資料1に基づき説明。

【中村委員長】 説明のとおりでしょうか。

全員了承

【中村委員長】 これで市側職員は退席する。

（総務部長、総務課長 退席）

【中村委員長】 今後の流れについて、事務局に説明を求める。

【議事係長】 本件については、最終日の本会議に上程され、提案説明の後、審議・採決を求められるとのことである。あらかじめ御承知おきいただくとともに、所属会派の議員への周知をお願いします。

また、追加議案のうち、農業委員会委員の任命について、最終日の本会議での進行について説明する。議案16件のうち、1件は本市議会議員が該当者となっているため、その場面では除斥、つまり暫時退場が必要になる。除斥の議案と、それ以外の15件の議案を一括にすることはできず、分けて審議する必要がある。このため、明日、最終日本会議での農業委員会委員の任命議案の議事進行については、まず議長が当該議員に対して暫時退場を求める。退場後、その議案1件のみ、市長により提案理由の説明があり、質疑、討論、採決を行い、そこで当該議員が議場に入場する。その後、市長が残り15件の提案理由説明を一括で行い、一括質疑、1件ずつ討論、採決を行う流れになる。この件についても、あらかじめ御承知おきいただくとともに、所属会派の議員への周知をお願いします。

【中村委員長】 それでは、そのように所属会派の議員への周知をお願いします。

2 意見書、決議（案）について（資料2）

（1）請願によるもの

①小中学校給食費を無償化するための財政措置を国に求める意見書（案）

（2）会派から提出されたもの

①国民健康保険制度改革後の新たな構造的問題に関する意見書（案）

②食料・農業・農村基本法改正についての意見書（案）

③指定管理者制度の情報公開推進を求める決議（案）

【中村委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 前回、3月13日（水）の本委員会で、4件を各会派に持ち帰っていただいている。

（1）－①から1件ずつ順番に、修文の有無、提出者・賛成者の決定をお願いします。

(1) 請願によるもの

①小中学校給食費を無償化するための財政措置を国に求める意見書(案)

【中村委員長】 (1) 請願によるものの ①小中学校給食費を無償化するための財政措置を国に求める意見書案について、修文の有無を確認したい。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【中村委員長】 (1) —①について賛否を確認する。

【井上委員】 自民党・新政クラブは賛成である。

【金原委員】 公明党も賛成である。

【町田(零)委員】 自由クラブも賛成である。

【堀口委員】 日本共産党も賛成である。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動は議場で賛否を明らかにする。

【石田委員】 虹の会は賛成である。

【北島委員】 立憲民主党も賛成である。

【中村委員長】 本件について、事務局に説明を求める。

【議事係長】 文案は原案のとおりとし、全会一致とはならなかったが、本件は会派からの提出ではないため、提出者については、賛成会派の中で持ち回りをお願いしたい。今回の持ち回りの順番から、提出者は自民党・新政クラブ、賛成者は公明党、自由クラブ、日本共産党、虹の会、立憲民主党をお願いしたい。

【中村委員長】 説明のとおりでよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それでは、そのように決定する。

(2) 会派から提出されたもの

①国民健康保険制度改革後の新たな構造的問題に関する意見書(案)

【中村委員長】 (2) 会派から提出されたものの ①国民健康保険制度改革後の新たな構造的問題に関する意見書案について、修文の有無を確認したい。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【中村委員長】 (2) —①について賛否を確認する。

【北島委員】 立憲民主党は賛成である。

【石田委員】 虹の会も賛成である。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動も賛成である。

【堀口委員】 日本共産党も賛成である。

【町田(零)委員】 自由クラブも賛成である。

【金原委員】 公明党も賛成である。

【中村委員長】 本件について、事務局に説明を求める。

【議事係長】 文案は、原案のとおりとし、自民党・新政クラブが提案されているので、提出者は、自民党・新政クラブ、賛成者はその他の会派でお願いしたい。

【中村委員長】 説明のとおりでよいか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのように決定する。

②食料・農業・農村基本法改正についての意見書（案）

【中村委員長】 （２）会派から提出されたものの ②食料・農業・農村基本法改正についての意見書案について、修文の有無を確認したい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【中村委員長】 （２）—②について賛否を確認する。

【井上委員】 自民党・新政クラブは反対である。

【金原委員】 公明党も反対である。

【町田（零）委員】 自由クラブも反対である。

【堀口委員】 日本共産党は賛成である。

【石田委員】 虹の会も賛成である。

【北島委員】 立憲民主党も賛成である。

【中村委員長】 本件について、事務局に説明を求める。

【議事係長】 委員長による賛否確認が行われた結果、本会議での可決成立が見込まれないので、本会議へ上程されない扱いとなる。

【中村委員長】 説明のとおりとなるので、御承知おき願う。

③指定管理者制度の情報公開推進を求める決議（案）

【中村委員長】 （２）会派から提出されたものの ③指定管理者制度の情報公開推進を求める決議案について、修文の有無を確認したい。

（「なし」と呼ぶ者あり）

【中村委員長】 （２）—③について賛否を確認する。

【北島委員】 立憲民主党は賛成である。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動も賛成である。

【堀口委員】 日本共産党も賛成である。

【町田（零）委員】 自由クラブは反対である。

【金原委員】 公明党も反対である。

【井上委員】 自民党・新政クラブも反対である。

【中村委員長】 本件について、事務局に説明を求める。

【議事係長】 委員長による賛否確認が行われた結果、本会議での可決成立が見込まれないので、本会議へ上程されない扱いとなる。

【中村委員長】 説明のとおりとなるので、御承知おき願う。

3 一般質問に係る会期日程変更の市長からの申入れについて（資料3-1、3-2）

【中村委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 資料3-1をご覧ください。本件は、資料3-1の申入れ事項のうち、「一般質問の通告日から一般質問初日までの間隔を1日ないし2日、延ばしていただきたい」という一般質問に係る会期日程変更の申入れについては、議会運営に係る事項であるため、議長から諮問されたものであり、前回の本委員会において協議され、一度各会派に持ち帰っていただき、本日、再度協議することとなったものである。

【中村委員長】 本件は一度各会派に持ち帰っていただいておりますので、順番に聞いていきたい。

【井上委員】 先日、委員外議員の星野議員からの意見でもっともだと思ったのが、会期日程を1日延ばしたとしても、基本的になぜそのような状況になったかは、この申入れの中にも示されているが、要旨の内容が不明確であることや、新たな質問項目をその場で追加していくことなど、どちらかという議員側の問題の方が大きいと捉えている。したがって会期日程を1日延ばしても、あまり状況は変わらないのではないかと思うため、まずは要旨の伝え方などを整理することの方が先ではないかというのが、自民党・新政クラブとしての意見である。

【金原委員】 公明党としては、1日延ばしてもよいと思う。

【町田（零）委員】 自由クラブは、自民党・新政クラブと同じ意見で、まずは議員側が通告の日しっかりと論点を揃えヒアリングに臨むという従来のルールを徹底した上で、どうしても市側の都合で時間が取れないということであれば1日ないし2日延ばすとするべきであると思う。自由クラブとして、会期日程を延ばすことには反対で、まずは、ヒアリングの際に議員がしっかりと準備をすることが必要であると思う。次回その点を意識して1回実施してみてもどうか。

【堀口委員】 会期日程を延ばすこと自体に反対するものではなく、必要に応じて判断することであると思う。今様々な意見があった、質問の要旨が不明確であるということなども、市側から出てきている意見であるので、実態がどうなのかを、各議員に聞き取りして状況を確認する必要があると思う。基本的に、しっかりと通告のときに要旨が揃っている状況であることが必要であると思う。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動としては、例えば休会日を1日なくし、通告日から一般質問までの期間を1日延ばすことについて、反対するものではない。ただ、今、他の委員から、議員についての問題もあるのではないかと意見があったが、本件は市側からの申入れであり、なぜこのような状況になったのか、議員に対しての聞き取りが行われていない。もう少し丁寧に双方の意見を踏まえて議論する必要があると思う。

【石田委員】 虹の会としては、本会議初日の後の休会日をなくし、通告日から一般質問までの期間を1日延ばすやり方はよいと思う。本件については、恐らく双方言い分があると思う。こちら側から言わせていただくと、どこの課が答弁するかという議論を、聞き取りしている目の前で始められ、時には1時間ぐらいその議論がされ、出たり戻ったりし、どこの部署が答弁するのがよいですかとこち

らに聞かれたりすることもある。しかし、こちらはこのように質問するというのを明確に伝えているわけであり、誰が、どこの課が答弁するかというのは市側の問題である。そこですごく時間を費やしているのを見ているので、双方に努力できる場所があると思うが、体質上仕方ないのかなと思うところもあるので、まずは時間的な部分で課題があり、そこを延ばすことについての申入れが市側から出ているのであれば、まず1日延ばして様子を見てよいと思う。加えて、具体的に双方歩み寄れることがあるのかどうかに関しては、しっかり双方で話し合う場を設けないと、課題が明確にならず具体的な対策を立てることが難しいと思う。会期日程を1日延ばすとすれば、本会議初日のあとの休会日を1日なくし、通告日から一般質問までの期間を1日延ばし、市側で答弁について議論する時間を作るのがよいと思う。

【北島委員】 この申入れについて反対の意見はない。他の委員も述べているが、議員側がしっかりと要旨をまとめヒアリングに臨むことが大切である。しかし、今回のように、一定の部署に質問が集中してしまったりすることもあり、その際答弁書の作成に時間がかかってしまうというのもあるので、今回1度変更してみるのも、これで決定というわけではなく柔軟に対応していけると思うためよいと思う。

【中村委員長】 様々な意見があったが、本件は少し唐突ではあると思う。大和市議会一般質問を行う議員が多いことは今始まった話ではなく、以前から20人を超える議員が一般質問をしている。今年になり急に一般質問を行う議員数が増えたわけではない。市長からの申入れによると、急に一般質問を行う議員が多くなり時間が足りないというような書き方がされているが、それは少し現状とは違うと思う。また、延ばす期間についても、1日ないし2日ということで、1日延ばしてほしいのか2日延ばしてほしいのか、それもよくわからない。試しに実施してみるという意見もあったが、会期の変更は大きな話である。試してみて短くしたり長くしたりするものでなく、もう少し議論をしっかりとしてもよいと思う。早急に会期日程を延ばしてよいとするのではなく、より分かりやすく通告するようにして、それでも難しければ市側からまた提案があるだろうから、そのときに具体的にどういうことが問題で、それは会期日程を1日延ばせば解消する話なのか、2日ぐらい延ばさないと難しい話なのか、それとも根本的に会期の見直しをしないとできないことなのか、議論する場も必要であると思う。今回は少し唐突であり、意見も様々あることから、市議会としては現状どおりの会期日程とすることについて、市側に回答したいと思うがよいのか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのようにお願いします。

【山田副委員長】 補足だが、大前提は通告の際に、議員が質問の要旨をしっかりと固めた上で通告しなければならず、また重要であると、公明党の中でも意見が出ていた。この点について異議はないと思うので、各会派もう一度よく確認をしてほしい。

【中村委員長】 今の意見について、各会派に改めて周知をお願いします。

4 議員以外の会派控室への立入り等について（資料4）

【中村委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局次長】 資料4を御覧いただきたい。前回3月13日の本委員会において、一つ目の決定事項、「来客は原則、応接室で対応する。応接室が空いていない時は控室でよい。」について、原則「控

室」であるが、実態として、事務局に声をかければ「ほぼ自由」となっているため、委員長が「原則」ということについて確認をされ、一度各会派に持ち帰っていただき、本日、再度協議をすることとなったものである。

【中村委員長】 協議に入る前に、前回3月13日の本委員会において、石田委員から、2月26日の本委員会において、「原則、応接室で対応する」ことを決定した過程での、石田委員の発言内容を確認されたいとの提起があった。事務局から、該当部分の議事録の内容を報告する。

【議事係長】 2月26日の本委員会で、「原則、応接室で対応する」ことを決定した過程での、石田委員の発言内容に係る議事録の内容をお伝えする。当日は、前回協議をした2月19日の協議結果を踏まえ、委員長から「原則として応接室が空いているときは応接室を使う。ただし、応接室が一部屋しかないので、応接室が空いていないときは、控室でよい。」との、取りまとめの提案があり、これを受けて次のようなやり取りがあった。

石田委員、「基本的には応接室を使い、空いていない場合には控室を使うということであるが、これまではあまり応接室を使用することを想定していなかった。控室に資料などがあり、資料を渡したりすることも想定される。絶対にまず応接室を使うべきという運用は少し固い感じがする。」

中村委員長、「原則として応接室を使うが、原則であるわけだから、どういう場合が例外かと別に定めておくわけではないが、例外がある。」と委員長による確認が行われ、この後、全員了承となっている。

【中村委員長】 それでは、本件は、各会派に持ち帰っていただき、会派内で意見をまとめてきていただいていると思うので、順番に聞いていきたい。

【北島委員】 立憲民主党として、石田委員も先日述べていたが、パソコンを来客に見せながら対応したいときもある。資料を渡す分には応接室での対応でも支障ないが、応接室でパソコンを開いたことがないため何とも言えないが、インターネット環境が整っていないと思われるため、パソコンでデータを見せたいときにそこで対応できない。そのような場合は例外として対応してよいと思う。

【石田委員】 虹の会としては、この議論で原則応接室を使うということが決まった際の課題は、傍聴に来ている市民が控室に入ってきたことであつたと思う。控室付近を市民の方が自由に通行できるとそのようなことになってしまうので、議員が傍聴に市民を呼んだりした場合は、しっかりと議員が責任を持ってエスコートするという内容だったと私は受け止めている。控室への入退室の際に、ほかの場所へ入らないようにしっかりと案内をし、来客の入退室管理に責任を持つことが一番大事だと思う。したがって、来客の対応を応接室ですか控室ですかという議論は、また別の議論ではないかと思っている。ただ、原則として応接室を使うことを意識はするが、控室での対応のほうがスムーズな場合があるので、控室でも対応できる余地を残していただきたい。

【布瀬委員】 神奈川ネットワーク運動として、原則応接室を使用することに異論はないが、今、議員控室へ行く廊下は、議員以外の方が1人で歩くことができないことになっており、来客の控室入室に関しては、議員が責任を持って対応することになっている。応接室を使用することは原則であるので、様々な理由があり控室で対応したいと議員が思うのであれば、議員が責任をもってエスコートすることを前提に、裁量が議員に任されてよい。例外に関する規定をつくる必要もないし、議員が責任をもって行動すればよいので、現在の状況でよい。

【堀口委員】 日本共産党としても、応接室の使用は原則であり、控室での対応が必要な場合には、議員の判断で、来客のエスコートを徹底した上で控室を使用してよいのではないかと思う。

【町田（零）委員】 自由クラブとしては、応接室を使用するという原則をしっかり守るべきだと思

う。例外を定めないほうが自由でよいという気持ちは分からなくもないが、これまでもそうだったが、例外を認めるというのは何でもありということではない。何でも例外だとその人が言えば例外になってしまうと、決まりそのものの意味がなくなってしまう。取決めをした合議体に対して合理的な理由があることが例外であり、例として、職員がヒアリングに来る場合は控室で対応してよいということが典型である。したがって、パソコンの画面を見せたいため控室を使用したいということが例外かという、そもそも控室にあるパソコンは市民に見せるためのものなのかとか、今後タブレットが導入されていく中で議論される話かもしれないが、そう単純なことではない。控室に来てもらったほうが便利だからというのは部分最適であり、全体の安全性や議論の本質から考えると、便利だからということが例外の理由になってしまうと、そもそも原則応接室を使用すると決めた意味がなくなってしまうということを考えると、原則応接室で対応すると決めたのであるから、現状確認されている例外、一点は職員によるヒアリングが行われる場合、二点目は応接室が空いておらず使えない場合、それ以外に、何でもありと決めてはいけぬ。都度、何か不都合がある場合や、控室を使用する場合の安全性の担保という提案なしに、例外を幅広く適用することには反対である。

【金原委員】 公明党として、先ほどパソコンの画面を見せながらという話があったが、応接室に持って行けばよいし、ネット環境が整っていないなくても、画面の大きさは様々だが、パソコンでなくてスマホに変えればよい。また、PDFやワードであれば、パソコンを持って行けばネットに接続してなくても見せることはできるし、ネット環境がなければならぬものであればスマホで見れば十分可能である。石田委員が控室の利用を希望する理由については、応接室でも対応可能である。原則はしっかりと守ることが大事だと思う。

【井上委員】 自民党・新政クラブとしては、2月19日に本委員会で決定された事項のままでよいと思う。

【中村委員長】 様々意見があったが、この議論の本質は、石田委員が先ほど述べたようにセキュリティについてであり、利便性の問題ではない。応接室でしか対応できないのは厳し過ぎるのではないかという意見もあったが、民間で仕事をした経験のある方なら分かると思うが、普通の会社では、社員でない人がその会社の中を1人で歩くということはある得ないことである。民間の会社では、来客時に応接する部屋があり、そこで来客との様々な打合せをするのが普通であり自分のデスクで来客対応をすることは普通ない。したがって、今ここで決めようとしていることは、極端に厳しいことではなく、社会常識からすればごく普通の話をしている。今、例外を考えるとすれば、一番の例外は応接室が物理的に空いておらず使えないため、控室で対応してもよいということである。それ以外に何かあるか。

【石田委員】 経験上では、請願の署名などは、私が紹介議員となった際に市民と一緒に署名を集めていて、その集計作業や整理等を控室で行っていることがある。請願書の提出先は議会事務局であるし、全ての市民活動団体が事務所などを持っているわけでもないの、私の控室を使うことになった。市民はお客様ではなく、市政に参画してほしいと私は考えている。市議会議員には秘書がない。市民ボランティアで支え合いながら活動していく性格もあるため、控室で、みんなで協力し活動することもある。市議会での発言の準備をしたり、調べているものを紙で出し合っで見せたりする。したがって、そのような控室でしている作業を、応接室で行おうと思えばできるが、そこまでする必要があるのか。セキュリティ上の課題に関しては、議員が来客の入退室管理をすれば、懸念をカバーできると思う。話を聞くことであれば応接室でよいと思うが、様々な作業の手伝いで市民が来る際に、応接室を使用することはなじまないと思う。

【井上委員】 そもそも控室で議員が市民と一緒に作業をしているということ自体についての議論が必要ではないのか。

【中村委員長】 自民党・新政クラブ、公明党、自由クラブは、例外として認められるのは、控室が誰か別の人が使っているため空いていない場合であり、それ以外の場合控室は使用せず、応接室で来客対応すべきという意見である。それ以外の会派は、応接室の使用が原則だが、場合によっては応接室が空いていても控室を使用してよいのではないかという意見に分かれている。

原則応接室を使用することになっているが、自分で例外だと判断すれば控室で会っても作業してもよいことになってしまう。そうなる则以前と全く同じであり、本委員会では合意したことの意味がなくなってしまう。

【布瀬委員】 今様々な事例が示されたが、そのときの状況はそのときにならないと分からない。自身で判断するとともに、何かあった際にはその議員が最終的に責任を取る運用で行っていけばよい。

【中村委員長】 議員が責任を持った上で、それぞれの判断で控室も使用できるようにすべきという意見と、原則応接室を使用すべきであり、例外は応接室が空いていないときのみであるという意見と2つに分かれている。おそらくこれから何十時間議論してもまとまらないと思うため、委員会条例第16条の規定により委員長として採決を行う。

【石田委員】 少し待っていただきたい。もう少し議論をしたい。

【中村委員長】 議論の余地はないと思う。

【石田委員】 それは委員長の所感である。

【中村委員長】 委員長として採決を行う。

【石田委員】 その前にちょっと。

【中村委員長】 もう議論する余地はない。

【石田委員】 発言を遮るのか。

【中村委員長】 静粛に願いたい。委員長として議論がこれ以上は平行線だと思うため、委員長の判断で採決を行うものである。

【石田委員】 それは分かるが、それはあくまで……。

【中村委員長】 発言を許可していない。

【石田委員】 多数決を採る際の会議録を出してもらえるか。最近乱用が過ぎる。

【中村委員長】 それでは……。

【石田委員】 いやおかしい。

【北島委員】 立憲民主党としては、パソコンを来客に見せながら対応したいときの話をしたが、PDF化したりすればネット環境は不要であるという点に、考えが及ばなかったため、ネット環境がなければPDF化しパソコンを持って行くとか、スマートフォンを使用することで対応できると思うので、原則応接室を使用することでよい。

【石田委員】 例外に関して具体的に決めていない状況で合意形成し今ここで議論しているのに、例外を厳密に決めないと駄目だとなり、もう決を採ると言っているが極端である。この議論はセキュリティー強化のためにしているものであり、そのために議員が来客の案内をしっかりと行うことで議論がされた。市民を一切控室に入室させないと決めることがセキュリティー強化につながるのか。職員は信用できるのかよく理由が分からないが、職員は控室に入室してもよいとし、市民は入室してはいけないとすることに論理的に説明がない。これ以上議論しても平行線だからということで委員長が採決するのであれば、本委員会は単なる多数決委員会になる。

【山田副委員長】 来客対応時に原則応接室を使用することに合意した際、議論は随分されてきている。そこでもう一度確認したいが、これまでの間に応接室が空いていたのに、控室で対応した数ほどのくらいだったのか。

【事務局次長】 前回の本委員会で延べ13人であると述べた。

【山田副委員長】 母数は分かるか。

【事務局次長】 母数については記録していない。

【山田副委員長】 短い期間であるが、この期間に、応接室が空いているにもかかわらず、控室を使用した議員が述べ13人いたことについて、これは例外の数ではないと思う。この短い期間での数としては多い数だと感じたことを覚えていたため、再度確認した。

【事務局次長】 前回3月13日の本委員会で私が発言したのは、応接室が空いている旨を案内した際に、応接室ではなく、控室を使用されたのは15日間で延べ13人の議員であったと申し上げた。

【山田副委員長】 それではやはり例外の数とはならないのではないか。

【中村委員長】 控室で対応をしたいかどうかという話をしているのではない。前回の本委員会で、原則応接室を使用する。例外として、応接室が空いていないときは控室を使用してもよいとなったが、応接室が空いているにもかかわらず、例外として控室を使用した議員が問題になっている。その件について議論してきたが、応接室の使用が原則で、例外は応接室が空いていないときとするという意見と、応接室の使用が原則だが、応接室が空いていても自分の判断で控室を使用してよいという意見に分かれている。これは何時間議論してもまとまらない。例えば石田委員が、あと10時間議論したら、原則応接室を使用する決まりであるので応接で来客は全て対応する。応接室が空いていないときだけ控室を使用するとはならないのではないか。合意できるのであれば議論を継続するが、合意できないのなら、多数決を採るしかないではないか。それが民主主義である。

【石田委員】 確認だが、今の13人という数字は市の職員とのやり取りも含めた人数か。その時点ではまだ職員も含めて原則応接室で対応するとなっていたわけであるから。

【事務局次長】 その時点では職員対応も応接室で行うとなっていたため、13人と言う数字には、職員とのやり取りも含めた、控室を使用した議員の延べ人数である。

【石田委員】 今職員は例外となり、控室で対応してよいことになっている。したがって職員対応の件数を除けばもっと少ない、もしくはほぼゼロなのではないか。今の状況で市民が控室に入ることによってセキュリティーを脅かしているという根拠はない。その上で今、緊急性もないのに、多数決で決めようとしている。それでよいのか。やるならどうぞやってもらいたい。

【布瀬委員】 もう一度確認したいのだが……。

【石田委員】 すごい委員会進行だ。いいのか。

【中村委員長】 石田委員、私語を謹んでいただきたい。

【布瀬委員】 事務局に確認するが、控室を使用した述べ13人の議員が対応した件数について、市民の対応と職員の対応を分けての集計か。両方の数を合わせての集計か。

【事務局次長】 市民と職員の対応を合わせての集計である。

【布瀬委員】 市民の対応だけでは集計していないのか。

【事務局次長】 集計していない。

【布瀬委員】 何人の議員が市民を控室に案内したかは分からないということか。

【事務局次長】 申し訳ないが、布瀬委員から質疑をいただいた件についてはカウントしていない。数字で何人と申し上げることはできず、先ほど申し上げた範囲にとどまることについて御理解いただ

きたい。

【山田副委員長】 先ほど石田委員が、市民と控室で打合せをしたり作業したりしてはいけないのはおかしいと発言していたが、そうになってしまうと、井上委員が先ほど述べていたが、そもそも控室とは何のために使う部屋なのかという議論をしなければいけない。私はたとえ自分の会派の控室であっても、外部の方が入るのはよくないという考えを元々持っているので、市民からの相談などがあった際には、できるだけ控室での対応は避けて対応してきた。したがって、石田委員が発言した市民が控室に来て様々な作業等もするという話になると、控室とはどういうものなのであるかという議論をせずに、石田委員を説得することはできないと思う。

【布瀬委員】 私たちは大人であり、様々なことを決めていく必要があるとこの議論の中で思っている。本件の発端はセキュリティーの問題で、市民が突然断りもなく控室に入ったところからの議論であれば、今回の事務局のカウントは、その内訳をしっかりと、市民の対応と職員の対応を分けた上で調べておいてもらいたかった。そうでないとしっかりとした議論にならない。今控室をどう使うかというところまで議論が広がっているが、セキュリティーの問題で議論するのであればカウントするにしても、延べ13人の議員が、応接室が空いているにもかかわらず控室に通したとするのであれば、その数字に職員も含まれていることはおかしいのではないか。前回3月13日の本委員会で職員対応は例外とすることが決まった。その前にカウントされていることも問題ではないか。議論するのであれば、この延べ13人の議員が原則を守っておらず、内訳を調べた上で、本委員会で示してもらいたい。

【井上委員】 今の議論を踏まえて、2月19日の本委員会で決定したことを遵守することで合意すればよいのではないか。

【中村委員長】 それではそのようする。委員会条例第16条の規定により委員長として採決を行う。

【石田委員】 少し待ってほしい。意見がある。

【井上委員】 今の議論を踏まえた上で、2月19日の本委員会で決定したことを遵守することの確認を取ればよいのではないか。

【石田委員】 今の議論を踏まえてということは、例外の事例について様々な意見が出たのであるから、その意見も踏まえてということでよいか。

【中村委員長】 井上委員の意見は、応接室を他の人が使っていて空いていないときは控室を使用でき、それ以外の場合は応接室を使用するということである。それで合意が取れるのであればもちろん多数決は採らない。

【石田委員】 2月19日の本委員会で、私が様々前段で申し上げた上での決定であれば、私はよいという意見に変わりはない。ただ、今その原則をもっと細かく規定しようという話になっており、セキュリティーに関する話から控室の定義についての議論に変わってきている。

午前11時24分 休憩

午前11時31分 再開

【井上委員】 本日様々な意見が出たが、改めて本日の意見を踏まえて2月19日の本委員会で決定を遵守することで合意を取れないか。

【中村委員長】 井上委員の提案のとおりとすることでどうか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それではそのようにお願いします。

5 議員派遣について（資料5）

【中村委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 資料5を御覧いただきたい。4月24日（水）に、第212回神奈川県市議会議長会定例会が川崎市で開催予定である。副議長の派遣について、地方自治法第100条第13項及び大和市議会会議規則第165条の規定に基づき、即決にて議決をお願いするものである。

【中村委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それでは、そのようにお願いします。

6 令和6年第2回定例会及び第1回臨時会の会期日程（案）について（資料6）

【中村委員長】 事務局に説明を求める。

【事務局長】 資料6を御覧いただきたい。

令和6年第2回定例会は、6月3日（月）から6月27日（木）までの25日間の会期を予定している。6月3日（月）が本会議、6月5日（水）から10日（月）までが記載の4常任委員会の開催を予定している。11日（火）は基地対策特別委員会の開催を予定している。12日（水）は委員会の予備日である。総務常任委員会開催日である6月10日（月）の正午が一般質問の通告締切りである。6月20日（木）、21日（金）、24日（月）が本会議で一般質問、27日（木）が本会議で最終日となっている。また、6月19日（水）及び25日（火）に本委員会の開催を予定している。

資料6の2枚目を御覧いただきたい。令和6年第1回臨時会は、5月9日（木）を予定している。摘要に記載されている議案の審議、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任等を行う予定である。

【中村委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それでは、そのようにお願いします。

7 その他

（1）市長の挨拶について

【中村委員長】 事務局に説明を求める。

【議事係長】 明日の本会議の議事終了後に、市長から年度末の挨拶を行わせていただきたい旨の申入れがあったので、あらかじめ御承知おき願うものである。

【中村委員長】 説明のとおりでどうか。

全 員 了 承

【中村委員長】 それでは、そのようにお願いします。

(2) その他

【中村委員長】 ほかにみなさんからあるか。

【布瀬委員】 今回の文教市民経済常任委員会での、私の副委員長としての運営に関して前回の本委員会で事務局に質疑したが、請願者が待たれているという旨を事務局長が述べた。しかし、請願者が待っているから審議を早めないといけないというのは本末転倒だと思うし、審査はしっかりされるべきだと思う。そうした中で、請願・陳情の審査を委員会の最初に行えばよいのではないか。そうすれば市民を待たせることもなく解決すると思うので、各会派で持ち帰り考えてきていただきたいと思う。

【中村委員長】 ほかにあるか。

【井上委員】 委員会についての話であるが、大事な事項であるので申し上げておく。

私が委員である環境建設常任委員会でのことである。ある委員から市議会が、汚泥の有効活用に対する決議が全会一致で可決したのは令和2年度だという発言があり、その後続けてその委員が行政側に事業が進まなかった理由は何かとか、下水道料金を取り巻く状況もかなり変わってきたと思うとか、どういう経緯があって検討にかなり時間を要したのかというように、その決議が存在したことを根拠に、行政側を責め立てるような質疑を行っているのを目の当たりにした。その委員が発言した令和2年度に私は議長であったが、そのような決議の記憶がなかったので、その場で事務局に依頼し記録を調べてもらったところ、やはり存在しない事実であった。それが判明して、その場で委員長に発言を求めて、事務局に調べてもらったところ、そのような事実がないことが判明したので訂正したほうがよいと発言したところ、その委員が、自分の記憶違いであるので取り消したいと発言した。本件について恐怖を感じたのは、もし私が議長でない年のことであれば、恐らく気づけなかったと思うし、また、時間が足りなくて事務局が調べきれなかった場合でも、その結果として、事実でないことが会議録として残ってしまっていたというおそれがある。発言した議員も意図的でないとは思いますが、虚偽の発言をした議員という不名誉を残すことにもなる。これまで他の議員の発言については最大限に尊重し特に意見してこなかったが、今後は事実関係に疑義を感じた場合についてはその場で確認していく必要があると考えている。これは他の議員の発言に口を挟むという意味ではなくて、あくまでも本市議会全体として、事実でないことを会議録として残すことは問題だと思っているからである。今回の環境建設常任委員会での発言取消しの件を受けて、正しい会議録を残すという視点から今一度皆さんにも考えていただきたい。また、発言の前に事実関係をしっかり確認しておくことは議員として、ごく当たり前のことだと思うので意見として申し上げる。

【中村委員長】 ほかに皆さんから何かあるか。なければこれで閉会する。

午前11時37分 閉会